



宮 崎 県 公 報

令和 7 年 5 月 29 日（木曜日） 第 615 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1 年 64,800 円

目 次

規 則

○退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則

の一部を改正する規則……………（総務事務センター） 1

○災害救助法施行細則の一部を改正する規則……………（危機管理課） 2

○建築士法施行細則の一部を改正する規則……………（建築住宅課） 3

告 示

○清掃業務等の委託契約に係る競争入札の参加資

格等に関する要綱の一部を改正する告示……………（財産総合管理課） 4

○生活保護法に基づく医療機関の指定……………（福祉保健課） 4

頁

○指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定（障がい福祉課） 4

○道路の区域の変更（2 件）……………（道路保全課） 4

○道路の供用の開始……………（ “ ” ） 5

○急傾斜地崩壊危険区域の指定……………（砂防課） 5

公 告

○土地改良区の役員の就任の届出……………（団体指導検査課） 5

○土地改良区の役員の退任の届出……………（ “ ” ） 6

○土地改良区の定款変更の認可（3 件）……………（ “ ” ） 6

○入札公告…………… 6

公安委員会規則

○高齢者講習の実施に関する規則の一部を改正す

る規則…………… 7

規 則

退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 29 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第36号

退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部を改正する規則

退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則（昭和32年宮崎県規則第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																
第33条 年金を受ける者が禁錮以上の刑に処せられたとき（条例第7条第2項に規定する犯罪以外の犯罪について刑の全部の執行猶予の言渡しを受けたときを除く。）、又は刑の全部若しくは一部の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、その事実を証する書類を添えてその旨を知事に届け出なければならない。	第33条 年金を受ける者が拘禁刑以上の刑に処せられたとき（条例第7条第2項に規定する犯罪以外の犯罪について刑の全部の執行猶予の言渡しを受けたときを除く。）、又は刑の全部若しくは一部の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、その事実を証する書類を添えてその旨を知事に届け出なければならない。																
様式第24号（その1）（第32条関係）	様式第24号（その1）（第32条関係）																
<table><tr><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td>無期又は3年を超える懲役若しくは禁錮の刑に処せられたこと</td><td>がない。 がある。</td></tr><tr><td>3年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたこと</td><td>がない。 がある。</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr></table>	[略]		無期又は3年を超える懲役若しくは禁錮の刑に処せられたこと	がない。 がある。	3年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたこと	がない。 がある。	[略]		<table><tr><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td>無期又は3年を超える拘禁刑に処せられたこと</td><td>がない。 がある。</td></tr><tr><td>3年以下の拘禁刑に処せられたこと</td><td>がない。 がある。</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr></table>	[略]		無期又は3年を超える拘禁刑に処せられたこと	がない。 がある。	3年以下の拘禁刑に処せられたこと	がない。 がある。	[略]	
[略]																	
無期又は3年を超える懲役若しくは禁錮の刑に処せられたこと	がない。 がある。																
3年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたこと	がない。 がある。																
[略]																	
[略]																	
無期又は3年を超える拘禁刑に処せられたこと	がない。 がある。																
3年以下の拘禁刑に処せられたこと	がない。 がある。																
[略]																	
様式第24号（その2）（第32条関係）	様式第24号（その2）（第32条関係）																
<table><tr><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td>遺族年金受給者が無期又は3年を超える懲役若しくは禁錮の刑に処せられたこと。</td><td>[略]</td></tr><tr><td>遺族年金受給者が3年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたこと。</td><td>[略]</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr></table>	[略]		遺族年金受給者が無期又は3年を超える懲役若しくは禁錮の刑に処せられたこと。	[略]	遺族年金受給者が3年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたこと。	[略]	[略]		<table><tr><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td>遺族年金受給者が無期又は3年を超える拘禁刑に処せられたこと</td><td>[略]</td></tr><tr><td>遺族年金受給者が3年以下の拘禁刑に処せられたこと</td><td>[略]</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr></table>	[略]		遺族年金受給者が無期又は3年を超える拘禁刑に処せられたこと	[略]	遺族年金受給者が3年以下の拘禁刑に処せられたこと	[略]	[略]	
[略]																	
遺族年金受給者が無期又は3年を超える懲役若しくは禁錮の刑に処せられたこと。	[略]																
遺族年金受給者が3年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたこと。	[略]																
[略]																	
[略]																	
遺族年金受給者が無期又は3年を超える拘禁刑に処せられたこと	[略]																
遺族年金受給者が3年以下の拘禁刑に処せられたこと	[略]																
[略]																	
[略]	[略]																

様式第30号（第2条の2関係）

[略]

年 月 日（罪名）により^こ禁錮^こ懲役 年 月の刑

に処せられたが 年 月 日^恩執行猶予の言渡しを取り

消されることなくその期間を経過したこと^赦により刑の言渡し

の効力が失われたものとされたものであることを申し立てる。

[略]

様式第30号の2（第14条の2関係）

[略]

上記の者は、 年 月 日（罪名）により^こ禁錮^こ懲役

年 月の刑に処せられたが、 年 月 日^恩執行猶予^赦に

の言渡しを取り消されることなくその期間を経過したこと

より刑の言渡しの効力が失われたものとされたものであるこ

とを申し立てる。

[略]

様式第30の7（第2条の2関係）

[略]

月 年 日（官職）を退職した後3年を超える懲

役もしくは禁錮の刑又は在職中の職務に関する犯罪により禁

錮以上の刑に処せられる等退職年金及び退職一時金に関する

条例に規定する退職年金を受ける権利を失うべき事由に該当

しなかったことを申し立てる。

[略]

様式第30号の8（第14条の2関係）

[略]

年 月 日吏員死亡後3年を超える懲役又は^こ禁錮

の刑に処せられる等退職年金及び退職一時金に関する条例に

規定する遺族年金を受ける権利又は資格を失うべき事由に該

当しなかったことを申し立てる。

[略]

様式第30号（第2条の2関係）

[略]

年 月 日（罪名）により^こ拘禁刑 年 月に

処せられたが、 年 月 日^恩執行猶予の言渡しを取り

消されることなくその期間を経過したこと^赦により刑の言渡し

の効力が失われたものとされたものであることを申し立てる。

[略]

様式第30号の2（第14条の2関係）

[略]

上記の者は、 年 月 日（罪名）により^こ拘禁刑

年 月に処せられたが、 年 月 日^恩執行猶予の^赦に

の言渡しを取り消されることなくその期間を経過したこと

により刑の言渡しの効力が失われたものとされたものである

ことを申し立てる。

[略]

様式第30の7（第2条の2関係）

[略]

年 月 日（官職）を退職した後3年を超える^こ拘禁刑

又は^こ禁錮以上の刑に処せられる等退職年金及び退職一時金に

関する犯罪により^こ拘禁刑以上の刑に処せられる等退職年金及

び退職一時金に関する条例に規定する退職年金を受ける権利

を失うべき事由に該当しなかったことを申し立てる。

[略]

様式第30号の8（第14条の2関係）

[略]

年 月 日吏員死亡後3年を超える^こ拘禁刑に処せ

られる等退職年金及び退職一時金に関する条例に規定する遺

族年金を受ける権利又は資格を失うべき事由に該当しなかつ

たことを申し立てる。

[略]

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和7年6月1日から施行する。
（用紙に関する経過措置）
- この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第37号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和35年宮崎県規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
様式第7号（第8条関係）	様式第7号（第8条関係）

〔略〕
(裏面)

従事令書の交付を受けた者の心得
1～4 〔略〕
5 従事令書の交付を受けた者が命令に従わないときは、災害救助法第32条の規定により6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられる。

〔略〕
(裏面)

従事令書の交付を受けた者の心得
1～4 〔略〕
5 従事令書の交付を受けた者が命令に従わないときは、災害救助法第32条の規定により6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処せられる。

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第38号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和48年宮崎県規則第27号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1中 「 1 禁錮以上の刑に処されたことがありますか。 〔 〕 あるいは、その罪及び刑 〔 〕 あるいは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日 年 月 日 」 を

「 1 拘禁刑以上の刑に処せられたこと（刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第13条に規定する禁 〔 〕 あるいは、その罪及び刑 〔 〕 あるいは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日 年 月 日 」 に改める。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
様式第5（第8条関係） 〔略〕 届 出 の 理 由 1 〔略〕 2 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しないこと。 3・4 〔略〕 〔略〕	様式第5（第8条関係） 〔略〕 届 出 の 理 由 1 〔略〕 2 拘禁刑以上の刑（刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第13条に規定する禁錮以上の刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しないこと。 3・4 〔略〕 〔略〕

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。

（用紙に関する経過措置）

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の建築士法施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

清掃業務等の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱の一部を改正する告示をここに公表する。

令和7年5月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 324号

清掃業務等の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱の一部を改正する告示

清掃業務等の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱（昭和54年宮崎県告示第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第2（第9条、第12条関係）		別表第2（第9条、第12条関係）	
項 目	要 件	項 目	要 件
〔略〕		〔略〕	
3 その他 の要件	(1)～(3) 〔略〕 (4) 1の項、2の項及びこの項の(1)から(3)までに掲げる要件に該当する場合のほか、役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は罰金刑以上の刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	3 その他 の要件	(1)～(3) 〔略〕 (4) 1の項、2の項及びこの項の(1)から(3)までに掲げる要件に該当する場合のほか、役員等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は罰金刑以上の刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）に当たる犯罪の容疑により公訴を提起された者は、この告示による改正後の清掃業務等の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱の規定の適用については、拘禁刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起された者とみなす。

宮崎県告示第 325号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和7年5月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人MKクリニック	都城市早鈴町1512番地	令和7年4月1日
一万城安楽歯科医院	都城市一万城町29号32番地1	令和7年4月16日
すみれ薬局	都城市金田町2260番6	令和7年4月1日
ふるかわ薬局	日南市吾田東11丁目9番21号	令和7年4月1日
ひまわり薬局	日南市星倉5丁目4番13号	令和7年4月1日
こあら薬局	小林市水流迫 944番地8	令和7年4月1日
日向北町薬局	日向市北町1丁目49番地2	令和7年4月1日
新富ひむかクリニック	児湯郡新富町上富田字八反田3355	令和7年5月1日

前田歯科医院	児湯郡都農町大字川北4589－1	令和7年4月1日
--------	------------------	----------

宮崎県告示第 326号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和7年5月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定 年月日
ひなた在宅クリニック	宮崎市	精神通院医療	令和7年5月11日

宮崎県告示第 327号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和7年5月29日から同年6月12日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年5月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
22	県道	東郷西	児湯郡木城	旧	3.9～	195.7

		都線	町大字中之 又字松尾 4 番 2 地先か ら同郡同町 同大字同字 4 番15地先 まで		8.6	
				新	11.3～ 33.8	195.7

宮崎県告示第 328号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 7 年 5 月 29 日から同年 6 月 12 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 29 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
22	県道	東郷西 都線	児湯郡木城 町大字中之 又字松尾 6 番 1 地先か ら同郡同町 同大字同字 6 番 1 地先 まで	旧	3.3～ 22.3	191.3
				新	8.9～ 28.6	191.3

宮崎県告示第 329号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 7 年 5 月 29 日から同年 6 月 12 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 29 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
8	県道	竹田五 ヶ瀬線	西臼杵郡高 千穂町大字 河内字尾曾 多利3248番 1 地先から 同郡同町同 大字字川添 3486番 1 地 先まで	令和 7 年 5 月 31 日

宮崎県告示第 330号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第

57号）第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和 7 年 5 月 29 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 浦田－1 地区

(1) 区域の表示

宮崎市大字瓜生野及び大瀬町の区域内の土地のうち、次の 1 点と 2 点を平成 9 年 3 月 14 日建設省告示第 649号で指定された砂防指定地浦田谷川に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、2 点から 13 点までを順次結んだ線及び 1 点と 13 点を市道下江上畑線官民地境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

(2) 座標の表示

座標点	緯度及び経度
1	北緯31度59分36秒8818 東経 131度23分22秒2187
2	北緯31度59分37秒2256 東経 131度23分21秒2172
3	北緯31度59分37秒4211 東経 131度23分21秒0139
4	北緯31度59分38秒0947 東経 131度23分20秒8551
5	北緯31度59分38秒8822 東経 131度23分20秒9700
6	北緯31度59分39秒0509 東経 131度23分21秒0097
7	北緯31度59分40秒5100 東経 131度23分22秒9030
8	北緯31度59分41秒0089 東経 131度23分23秒6393
9	北緯31度59分41秒3383 東経 131度23分25秒3852
10	北緯31度59分43秒1809 東経 131度23分25秒0378
11	北緯31度59分42秒8886 東経 131度23分25秒3319
12	北緯31度59分41秒8877 東経 131度23分26秒7832
13	北緯31度59分41秒5017 東経 131度23分27秒2638

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、土岩戸土地改良区（高千穂町）の役員の就任について次のとおり届出があった。

令和 7 年 5 月 29 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	甲 斐 多智子	西臼杵郡高千穂町大字岩戸8332番地

（任期：令和10年5月8日まで）

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、小林市土地改良区（小林市）の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和7年5月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	西之原 恵美子	小林市細野3152番地 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、高城東水流土地改良区（都城市）から令和7年4月9日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和7年5月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、延岡市土地改良区（延岡市）から令和7年4月15日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和7年5月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、えびの市土地改良区（えびの市）から令和7年4月25日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和7年5月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和7年5月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

- 借入物品及び数量 佐土原高校コンピュータ教室用端末一式
- 借入物品の特質等 仕様書による。
- 納入期限 令和7年8月31日
- 契約期間 令和7年9月1日から令和12年8月31日まで（60月）
- 納入場所 仕様書による。
- 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、賃借料（保守料を含む。）1月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特記事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年宮崎県条例第81号）第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、上記1の(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合

イ 本件契約の相手方が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係を有するものであると認められた場合

ウ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合

- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 令和7年宮崎県告示第62号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が賃貸業務で種目が電算機器又は営業種目が電算業務で種目が電算処理（システム開発を含む。）、データエントリー又はその他の者であること。

イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置及び設定できると認められる者であること。

エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。

オ 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ、エ及びオの資格要件を満たすことを証明する書類を令和7年7月2日（水）までに提出しなければならない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

4 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

上記3(1)アに掲げる資格を有していない者で参加を希望する者は、下記の申請を行うこと。

- (1) 申請用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局 物品管理調達課物品調達第一担当 宮崎市橘通東2丁目10番1号 郵便番号 880－8501 電話番号0985（26）7208

- (2) 申請書類の受付期間

令和7年5月29日（木）から令和7年6月11日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）

受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

5 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県教育庁高校教育課学校教育計画担当 宮崎市橘通東1丁目9番10号 郵便番号 880－8502 電話番号0985（44

- ）2601
- (2) 期間 令和7年5月29日（木）から令和7年7月9日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）
- 6 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間
- (1) 場所 宮崎県教育庁高校教育課学校教育計画担当
- (2) 期間 令和7年5月29日（木）から令和7年7月9日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）
- 7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所 宮崎県教育庁高校教育課学校教育計画担当
- (2) 提出期限 令和7年7月9日（水）午後5時
- (3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）により提出すること。
- 8 開札の場所及び日時
- (1) 場所 宮崎県庁3号館4階 教育委員会室 宮崎市橘通東1丁目9番10号
- (2) 日時 令和7年7月10日（木）午後3時
- 9 入札保証金
- 入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。
- 10 入札の無効に関する事項
- 宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。
- 11 落札者の決定の方法
- 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 12 契約に関する事務を担当する部局等
- 宮崎県教育庁高校教育課学校教育計画担当
- 13 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 14 その他
- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 15 Summary
- (1) Nature and quantity of the service required: Personnal computers and peripheral equipment for classroom: 1 unit
- (2) Time-limit for tender: 5:00p.m, 9 July, 2025
- (3) Contact point for the notice: High school education policy division of Miyazaki Prefectural Board of Education, 1-9-10 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8502 Japan. TEL: 0985-44-2601

公安委員会規則

高齢者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月29日

宮崎県公安委員会委員長 島 津 久 友

宮崎県公安委員会規則第7号

高齢者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

高齢者講習の実施に関する規則（令和4年宮崎県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（高齢者講習指導員の要件）	（高齢者講習指導員の要件）
第4条 高齢者講習における指導に従事する者（以下「高齢者講習指導員」という。）の要件は、次に掲げるとおりとする。	第4条 高齢者講習における指導に従事する者（以下「高齢者講習指導員」という。）の要件は、次に掲げるとおりとする。
（1）・（2） [略]	（1）・（2） [略]
（3） 次のいずれにも該当しない者であること。	（3） 次のいずれにも該当しない者であること。
ア・イ [略]	ア・イ [略]
ウ 自動車等の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪（イに規定する罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者	ウ 自動車等の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪（イに規定する罪を除く。）を犯し拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者
（4）・（5） [略]	（4）・（5） [略]

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

--	--